富田林市教育委員会会議録

(令和5年度9月定例会)

令和5年9月28日開催

富田林市教育委員会

1 開催日時 令和5年9月28日(木) 午後2時00分~午後3時05分まで

2 場 所 富田林市役所 3 階 庁議室

3 出席委員 教育 長 植野均

教育長職務代理者 水本 哲也

委 員 森田 幸介

事務局 教育総務部長 石田 利伸

生涯学習部長 澤田 和秀

教育総務部次長兼教育指導室長 西岡 隆

生涯学習部次長兼文化財課長 重野 好信

教育総務課長 木下 治彦

学校給食課長 松葉 邦明

生涯学習課長 坂本 篤史

公民館長 大前 靖

中央図書館長 山本 一夫

金剛図書館長 道籏 秀

教育指導室参事兼教育推進係長 林 健太郎

教育総務課長代理(書記) 谷塚 昌彦

4 公開の有無 公開

5 非公開の理由 -

6 傍 聴 人 数 0人

7 所管部署 教育総務部教育総務課

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、 次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和5年10月26日(木)の午 後2時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日 程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名についてでございます。

日程第2につきましては、先月8月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、教育長報告でございます。今月は、教育委員会の後援 名義承認申請のあった行事について、令和5年第3回(9月)富田林市議会定例会 の報告についての2件でございます。

日程第4につきましては、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、富田林市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行に関する富田林市教育委員会規則について、令和5年度全国学力・学習状況調査結果の公表についての2件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和5年度9月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は山元委員よろしくお願いいたします。

山元委員

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2、会議録の承認について、先月8月定例教育委員会会議の会議録についてご確認いただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんでしょうか。

無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3、教育長報告に移ります。今月は2件の報告がございます。報告第16号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、新たに承認申請があった行事がございますので、①②については教育指導室から、③については文化財課から順次説明をお願いいたします。

西岡教育総務部次長

失礼します。それでは、報告第16号、教育委員会の後援名義承認申請のあった 行事について、(1)新たに承認申請のあった行事について、①から順番にご説明 いたします。

①ですが行事名は、チャイルドリーム・ネットでございます。主催は、特定非営利活動法人メッセージとなります。内容は、小中学生を対象に、高校生から直接コーチを受けられるプログラムで、バレーボールやダンス、サッカー等があり、期日は令和5年10月1日から令和6年3月31日までとなります。参加費は無料でございます。

次に、②ですが、行事名は、第37回日本教育技術学会大阪大会です。主催は、一般社団法人 日本教育技術学会となります。内容は、教育実践に関する発表や講演で、対象は教育関係者、参加費は非学会員が5,000円となっております。

いずれにつきましても、本市教育委員会が定める後援名義の事務処理要領の各条

件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。以上でございます。

重野牛涯学習部次長

それでは続きまして、③について、ご説明いたします。行事名は、令和5年度秋季企画展「知られざる南河内―地域に眠る遺跡たち」です。主催者は、大阪府立近つ飛鳥博物館指定管理者代表 AKN 共同企業体です。内容は、南河内郡及び富田林市の石川流域の地域に眠る、知られざる遺跡とそこから出土した考古資料を紹介する企画展で、令和5年10月14日から12月17日に、大阪府立近つ飛鳥博物館で実施、参加料は、議案書に記載のとおりでございます。

本市教育委員会が定める後援名義の事務処理要領の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はご ざいませんか。

南 委 員

①のチャイルドリーム・ネット参加費は無料で有志の寄付、これは今まで富田林 市で後援名義申請は初めてですけど、これは全部今まで寄付で運営してきたという ことですか。寄付する人がおられたということですか。また、どんな人が寄付して おられるのですか。

西岡教育総務部次長

失礼いたします。収支見込書によりますと収入につきましては、寄付金が参加者から2万円とNPO法人メッセージの支出により4万円ということで6万円の収入に対して、支出がチラシの作成費5万円でスポーツ安全保険費1万円ということですので、主にはNPO法人が支出して開催しているものと考えております。以上でございます。

植野教育長

はい。よろしいでしょうか。他ございませんか。

水本委員

はい。①についてなんですけど。バレーボールやサッカーということでしたが、 内容的にはスポーツに特化したようなコーチングなのですか。それとも学習支援活動をするということですか。

西岡教育総務部次長

はい。お答えいたします。いただいております資料では、学習支援というよりもスポーツということで、インターハイとか全国大会に出場経験のあるような高等学校の部活動の方々がコーチになって体験するというプログラムであると聞いております。以上です。

植野教育長

はい。よろしいでしょうか。他ございませんか。はい。特にそれ以外ないようですので、続きましてこれまで承認したことのある行事について、続けてご質問等おうけいたします。ないでしょうか。

南 委 員

④の母親大会の映画上映とありますが、今年は何の映画が上映されるか決まって いますか。

木下教育総務課長

はい。お答えいたします。「自由を生き抜く実践知」という内容で、田中裕子さんという法政大学前総長が講師としてお話をされた内容のDVDを上映する。とあります。

南 委 員 木下教育総務課長

映画じゃなく過去に講演されていたものをDVDで流すということでしょうか。 そうです。田中裕子さんのDVDを見ていただくものです。以上です。 植野教育長

よろしいでしょうか。他ございませんか。はい。では無いようですので、報告第16号については、これで終わります。

続きまして、報告第17号、令和5年第3回(9月)富田林市議会定例会の報告について、各課から順次説明をお願いいたします。ご意見、ご質問等は後ほど一括しておうけいたしますのでよろしくお願いいたします。では、報告お願いします。

西岡教育総務部次長

はい。失礼いたします。それでは資料(1)をご覧ください。とんだばやし未 来、南齋議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、本市の小学校や中学校で実施している取組みをはじめ、「富田林市ジュニア防災リーダー養成講座」に中学生が参加していることや、すこやかネット等で実施している訓練等についてお答えいたしました。その上で、部活動のような形で取り組みを進めることについては、今後、関係課とも連携しながら、中学校での防災部としてのモデル的な実施により、子どもたちの防災意識を高める取り組みが実現できるよう検討していくと結んでおります。

資料(2)をご覧ください。自民・笑顔の会、南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、本市における不登校対策の経緯や状況、校内適応指導教室の取組みや人員体制の状況等についてお答えし、校内適応指導教室という名称については検討していくとお答えしております。また、不登校特例校・学びの多様化学校につきましては、先進事例をふまえ引き続き研究していくとお答えし、誰一人取り残さない取組みを充実させることが重要であると認識のもと、子どもたちが可能性を伸ばせる環境の確保に努めていくと結んでおります。

続きまして、資料(3)をご覧ください。同じく、自民・笑顔の会、南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、いじめ事象について、校内では対応できない状況に至ってしまった場合は、文部科学省からの通知に基づいた柔軟な対応に努めることが重要であると認識していることや、児童生徒の小さな変化や SOS を捉え、「チーム学校」として組織的に対応策を検討していること等をお答えしております。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、それぞれの専門性をふまえた役割や取り組んでいる実績等についてお答えし、スマイル会議の構成メンバーや内容等をお伝えした上で、引き続き、いじめの未然防止・早期解決に向けた取組みの充実に努めていくとお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料(4)をご説明させていただきます。同じく、自民・笑顔の 会、南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、レストランは、令和元年8月に業者が撤退された後、募集をしても、応募がない状態であるということを述べた後、分庁舎としての利用が終了した後のレストラン部分の活用につきましては、議員ご提案の再オープンも含め、外食のニーズや傾向等も検討し、調査研究を進めて参りたいとしております。以上でございます。

西岡教育総務部次長

はい。続きまして、資料(5)をご覧ください。同じく自民・笑顔の会、南方議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料の通りでございます。答弁といたしまし

ては、香害について、消費者庁等がポスターを作成し啓発に取り組んでおり、学校 現場におきましても、府教育庁からの通知をふまえ、ポスターを校内に掲示し啓発 活動に努めている状況についてお答えしております。また、薬物乱用防止教室で香 害について取り扱うことは、今後、富田林薬剤師会とも連携し研究していくとお答 えした上で、引き続き、学校現場での周知や啓発に取り組んでいくと結んでおりま す。以上でございます。

木下教育総務課長

はい。続きまして、資料(6)をご覧ください。大阪維新の会、酒本議員からの 代表質問です。質問の主旨は資料のとおりです。

第2期富田林市教育大綱は、令和2年9月に策定しました。6つの基本方針をもとに、学校教育における確かな学力や子どもたちの安全・安心、生涯学習環境の整備、市民文化・スポーツの推進等各分野において取組を進めるなかで、学習環境面では、ICT教育の基盤の確立、全国学力・学習状況調査にみられる学力の定着、若者会議の開催等による若者の市政への参画、文化芸術振興ビジョンの作成などの成果があったと伝える一方で、取り巻く社会は急速に変化し、グローバル化や人工知能の活用などの技術革新への対応や少子高齢化に伴う児童生徒数の減少への対応策、社会問題となっている児童虐待や子どもの貧困対策など、より一層本市における教育環境の充実が求められる状況下にあると課題を挙げています。

次期教育大綱のなかに目標設定を掲げることにつきましては、数値により可視化できるものについてはできる限り取り組んでいくとお答えしております。

最後に教育行政基本条例をつくることについては、引き続き教育大綱を改善していくにとどめ、今後は他市の動向を踏まえながら調査研究をしていくと結んでおります。以上で、ご報告とさせていただきます。

西岡教育総務部次長

続きまして、資料 (7) をご覧ください。同じく、大阪維新の会、酒本議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、富田林市立幼稚園条例及び富田林市立保育所条例の一部を改正する条例が、否決されたことについて、その要因に関するとらえや、これまでのスケジュール等をお答えし、市立幼稚園における課題についてお答えした上で、引き続き市立幼稚園の再配置について検討するとともに、持続可能な運営に向けた取り組みを進めていくと結んでおります。また、今年の4月までに、個別再配置計画案は存在しなかったのかや、今後のスケジュール等について、再質問がございましたが、市長よりできるだけ早い時期に検討していくと、お答えてしております。

続きまして、資料(8)をご覧ください。公明党、村山議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、本市立中学校における運動機能検診の取り組みや、経過観察となった場合は、資料を配布した上で、家庭での簡単な運動を継続していただくよう、協力をお願いしていることをお答えしております。また、健康な体づくりの取り組みとして、体育の授業のほかに、小学校では、朝礼や休み時間など、様々な場面で子どもたちが体を動かす活動に取り組めるようにしているに加え、独自に考案した体操に取り組んでいる小学校や、子どもと一緒に考えた体操に取り組んでいる中学校もあることを紹介した上で、こうした実践を踏まえながら、小中学生の運動機能向上に繋がる取り組みの充

実を図っていくと、結んでおります。以上でございます。

重野生涯学習部次長

はい。資料(9)をご覧ください。同じく公明党、村山議員からの代表質問です。 質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁としましては、本市文化財保存活用 地域計画は、令和4年度から策定に取り組んでおり、市民や学識権者、文化財関係 者などから協議会を開催、アンケート調査、ワークショップを開催し、今年度中に 素案の策定を行い、パブリックコメントを経て、令和6年度中の文化庁の認定を目 指しているとお答えしました。次に、現在、本市の文化財を常設展示する場所とし て、寺内町センター、旧杉山家住宅、かがりの郷に展示コーナーを設けているが、 限られたスペースの中で十分とは言えない設備の展示となっている。そのような 中、本市では、インターネット上に、デジタルアーカイブを構築し、多くの方に本 市の文化財を知っていただける機会を設けている。質問の常設展示する歴史資料館 の整備や維持には多額の財源が必要であることから、既存の公共施設等の状況や埋 蔵文化財センターの機能の調査研究を行い、文化財保存活用地域計画において、方 向性を位置付け展示施設の今後のあり方について検討を進めていくとお答えしまし た。最後に、新堂廃寺跡、オガンジ池瓦窯跡、お亀石古墳の整備については、史跡 地内及びアクセスに必要な隣地に大阪府有地や民有地が含まれているなど、様々な 課題があり、今後、文化財保存活用地域計画において位置付けを明確にし、保存だ けでなく、活用も含めた計画の策定に取り組んでいくと結んでおります。以上でご ざいます。

坂本生涯学習課長

はい。続きまして、資料(10)をご覧ください。今城議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、まず(1)で、スポーツ施設利用者からの要望等につきましては、指定管理者が窓口となっていること、また、市と情報共有していることを述べた上で、軽微な修繕については指定管理者が、大規模な修繕や工事については、市が行っていますが、スポーツ施設全般について、老朽化が進んでいることから、緊急性の高いものから順次改修に取り組んでいることを答弁しています。次に(2)では、スポーツ施設のあり方も含めた、総合的なスポーツ推進に関する計画を策定する必要があり、今後、国や大阪府、近隣市町村の動向も注視しながら、策定に向け、前向きに調査研究を進めて参りますと答弁しております。以上でございます。

西岡教育総務部次長

はい。続きまして資料(11)をご覧ください。坂口議員からの個人質問です。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、幼稚園の再配置についてのこれまでの経緯や、現在実施している給食や預かり保育、3年保育については先行的に取り組んできたものであることをお答えし、人員体制や教職員の労働環境の整備を行う重要性を認識していることから、今後、園長等へのヒアリングを通して、業務の経験策の検討を行うなど、適切な園運営に努めていくとお答えしております。また、再質問として、今後の方針を検討する中で、市民の声を聞く予定があるのかや、先行して取り組んできた事業への適切な人員配置に関する質問がございましたが、これらにつきましては、市長より、今後とも市民の皆様のご意見をお伺いしていくことや、人員体制を含め、負担が過度にならないように努めていくとお答えしております。以上でございます。

坂本生涯学習課長

はい。続きまして資料(12)をご覧ください。同じく、坂口議員の個人質問で す。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、まず、

- (1)では、若者会議の委員の選考にあたっては、市政に関心のある若者からの手挙げ方式により行っていることと、その重要性について述べた上で、今後も、現行の手挙げ方式での委員募集を継続していくことをお答えしております。次に(2)の①につきましては、若者会議においては、若者ならではの発想での提案を行うことが重要であり、提案後の制度設計から事業実施に至る責任は、提案を受けた行政側にあることをお答えしております。次に②については、検討中の施策に関係する部署の職員も、会議に参加し、委員へ情報提供を行いながら、施策提案に向けての検討を進めていることをお答えしております。次に③につきましては、実際の選考に使っている評価基準五つお答えし、市長はじめ市の幹部職員による議論や採点を行うことで、提案に対する評価を行っていることをお答えしております。最後に
- (3) につきましては、若者会議 0B0G 会「こことん」を中心に、地域で主体的に金剛バルやひろとんの実行委員会等との繋がりを持って、イベントでのお手伝い等の協力をしていること、今後も様々な取り組みを進め、若者会議の取り組みや活動について、広く市民に周知していくことを答弁しております。以上でございます。

坂本生涯学習課長

続きまして資料 (13) をご覧ください。寺尾議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料の通りでございます。答弁といたしましては、①で、市民プールの設置目的や意義をお答えし、②で、過去5年間の小中学生の利用人数をお答えしています。次の③につきましては、市民プール入場料が、近隣自治体と比べても安いこと。また平成27年度のリニューアルオープン以来、現行の料金制度を維持しており、適切なものと考えていることを述べております。最後に④、来場者の駐車場につきましては、平日は、電車バス等の公共交通機関の利用をお願いしていること、土曜日、日曜日とお盆期間中の合計17日間につきましては、川西小学校を臨時駐車場として開設したことを述べ、この臨時駐車場の利用について、広く周知していくことを答弁しております。以上でございます。

松葉学校給食課長

続きまして、(3) についてでございますが、答弁としましては、今年度、国の交付金を活用し、小学校は2・3 学期分、中学校は10月から3月で30食分、無償化を行うことや、小学校給食の無償化実施に必要な額をご説明した上で、教育委員会としましても、給食無償化は「こどもまんなか」社会の実現に向けて有効な取り組みで、市の重要な課題と認識していることをお答えし、来年度以降については、国や府の動向も注視し、保護者の負担軽減に繋がる手法等について、引き続き研究して参りますと結びました。以上でございます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。はい、どうぞ。

南 委 員

資料(5)の中、香害って実際、学校で何か問題になったりしたことがあるのですか。

西岡教育総務部次長

はい、お答えいたします。学校の方で今現在、こういった状況にある子どもが居るということは、聞いていないというところでございます。以上です。

植野教育長

よろしいですか。

水本委員

はい。資料(1)の防災教育、現状から考えても、近未来の防災について考えるということで、大切なことだと思うんですけど、防災部というようなクラブ活動ってなかなか子どもたちが自主的な活動で、成立するかどうかって難しいところがあるので、防災委員会とか委員会活動などで、学校としても、避難訓練なんかも実施していたりするからそういう際に、子どもたちも、立案させるというような参加ということで、委員会活動なんかをさせていくっていうことの方が、現実的なのかなと思いながら聞かせてもらっていたんですけど、防災教育も子どもたちが実際に自分たちのものとして考えるということでいうと、しっかり取り組んでいかなきゃいけないところだと思いますので、よろしくお願いします。

植野教育長

ありがとうございます。他ございませんか。

南 委 員

資料(7)について、答弁のところに多数いただいたご意見を真摯に受け止めしてさせていただきとなっていますが、具体的にはどんな意見が出ているのですか。

石田教育総務部長

パブリックコメント等でいただいています意見が多数ありました。その中では個別の園の存続を希望するというような意見も多かったです。他にも今後どんなふうにするかみたいな、例えばバスの運用のこととか、そういうご意見もいただいていました。

植野教育長

他ございませんか。はい。

水本委員

はい。資料(2)の不登校対策のところなのですけれどね。本市ではかねてより、適応指導教室を開設し、また校内には校内適用指導教室を開設、この適応指導教室っていうのは市が開設している部分のものは YouYou ですよね。愛称で呼んでいますよね。その適応指導教室っていう表現には違和感があるんですよ。だから是非こういう指摘ある中で、「よりふさわしい名称について提案の内容を踏まえ検討して参ります」と答えていただいているので本市独自の子どもたちにも保護者にも、説明しやすいような名称というのを考えていったほうがいいと思います。

西岡教育総務部次長

国の方も、適応指導教室という言い方とともに、最近では、教育支援センターとか、校内教育支援センターとかスペシャルサポートルームとか、いろんな形の名称で上げてきていますのでそういったものも踏まえて、検討して参りたいと思います。以上でございます。

水本委員

不登校の子どもたちがそこへ行こうかなって、そこで学ぼうかなって思うような、前向きな気持ちになれるようなものであって欲しいですね。以上です。

植野教育長

他ございませんか。ひとつずつ丁寧に見ていけば色々な質問が一杯湧いてくると思いますが、また、出てきた時点でまた、色々ご質問等いただけたらと思います。 他、特にございませんでしょうか。では、報告第17号につきましては、これで終わります。

続いて、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今月 は、2件の議案がございます。

まず、議案第 26 号、富田林市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 の施行に関する富田林市教育委員会規則について、教育総務課から説明をお願いい たします。

木下教育総務課長

それでは、議案第26号、富田林市情報通信技術を活用した行政の推進に関する

条例施行に関する富田林市教育委員会規則について、ご説明させていただきます。

令和5年3月に策定されました富田林市DX戦略におきまして、「みんなの快適・便利なスマート市役所」を目指す姿として掲げ、行政手続のオンライン化を推進していくこととしており、市役所へ行かなくてもスマートフォンやパソコン等を使用して、いつでもどこでも様々な行政手続ができるよう取組を進めているところです。

国におきましては、法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするための通則法として、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」いわゆるデジタル手続法を定めていることから、本市におきましてもオンラインによる手続も可能とする規則を制定することで、市の機関等の手続の簡素化を図ります。

なお、施行につきましては令和5年10月1日からとなります。以上で、ご説明 とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問おうけいた しますが。

南委員

スマートフォンとかパソコンで自宅から出せるっていうのは、番号と暗証番号が あれば、いけるようになるということですか。

木下教育総務課長

そこまでは現時点で具体的になっておりません。今まで書面でしていたものをオンラインでできるような、そういったことを規則化していく。そういうことになります。

植野教育長

具体的にどんな手続きをどうするかというのはこれから考えていくことになります。個々の条例を改正しなくても、比較的簡単にデジタル化していけるようにしましょうという条例です。

ご質問ありませんか。よろしいでしょうか。無いようですので、議案第 26 号につきましては、提案どおり議決といたします。

続きまして、議案第27号、令和5年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、教育指導室から説明をお願いいたします。

林教育指導室参事

はい。議案第 27 号、令和 5 年度全国学力学習状況調査の結果の公表について、本議案につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。資料の 1 枚目、右上に議案第 27 号と記載したものをご覧ください。まず始めに、今年度の全国学力・学習状況調査の特徴につきまして 2 点説明いたします。1 つ目は、本年度は国語、算数・数学に加え 3 年ぶりに英語が実施されました。2 つ目は、児童生徒質問紙調査と中学校英語の「話すこと」に関する調査について、ICT 端末を用いて、Web 上にて実施されました。それでは、公表予定の資料について、順に説明させていただきます。最初に、資料上部の横長枠囲みをご覧ください。(1) ~ (4) に調査の目的、対象学年、調査内容、実施日を、そして枠内右側に、今年度の調査の特徴をまとめております。次に、枠の下、資料左側の「学力調査結果」をご覧ください。まず、小学校の平均正答率から順に説明いたします。国語は、全国が 67.2%、大阪府が 66%、本市は 66%で全国を下回っております。算数は、全国が 62.5%、大阪府が 62%、本市は 64%で全国及び府を上回っております。次に、中学校をご

覧ください。国語は、全国が69.8%、大阪府が68%、本市は67%で全国及び府を 下回っております。数学は、全国が51%、大阪府が50%、本市は50%で全国を下 回り、府と同等となっております。英語は、話すことの領域以外で全国が 45.6%、 大阪府が45%、本市は43%で全国及び府を下回っております。次に、無回答率を ご覧ください。まず小学校ですが、国語は、全国が 4.8%、大阪府が、5.1%、本 市は4.0%で全国や府より良好です。算数は、全国が4.8%、大阪府が、3.5%、本 市は2.1%で全国や府より良好です。つぎに、中学校をご覧ください。国語は、全 国が 4.6%、大阪府が 5.2%、本市は 4.5%で全国や府より良好です。数学は、全 国が 9.6%、大阪府が 11.0%、本市は 9.1%で全国や府より良好です。英語は、全 国が 5.7%、大阪府が 6.4%、本市は 5.2%で全国や府より良好です。続いて、資 料中ほどから右側にかけて掲載している各教科の状況について説明させていただ きます。各教科の状況は、資料中央部の枠内に、領域別の平均正答率を表形式で記 載し、それぞれの教科の右側に小学校国語から中学校英語の概要を文章で記載し ております。 また、 今年度も「通過率」を各教科の状況を見取る一つの視点として 掲載しております。通過率とは、全国学力・学習状況調査において全国の平均正答 率が70%以上の問題について、当該問題における本市の平均正答率も70%以上を 通過とし、当該問題のうち、何問通過しているかを割合で表したものでございま す。つまり、みんなができている問題がどの程度できているかを把握する基準とな ります。今年度調査における本市の通過率は小中学校国語において、わずかながら 下回ったものの、国語以外の全ての調査教科で100%でした。それでは、各教科の 状況について、小学校国語から順に説明いたします。まず、資料中央の、領域別平 均正答率の表をご覧ください。この表では、本市の平均正答率に加えて、カッコ内 に全国の平均正答率を掲載しております。次に、資料右側の枠内をご覧ください。 行の頭に丸印を記載したものは全国平均を顕著に上回った内容、三角印を記載し たものは全国平均を顕著に下回った内容となります。まずは、小学校国語をご覧く ださい。領域別の平均正答率では、「言葉の特徴・使い方」の領域で全国を上回り ました。しかしながら、それ以外の領域においては、全国を下回っております。成 果が見られたのは、大問1の三(1)り「学年別漢字配当表に示されている漢字を文 の中で正しく使う」問題となります。一方、課題が見られたのは、大問2の二、 「目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付ける。」 問題となります。次に、小学校算数をご覧ください。領域別の平均正答率では、「デ ータの活用」以外の3つの領域で全国を上回りました。成果が見られたのは、大問 2(1)の、「台形の意味や性質について理解している。」問題となります。一方、課 題が見られたのは、大問4(1)の、「示された棒グラフと、複数の棒グラフを組み 合わせたグラフを読み、見いだした違いを言葉と数を用いて記述する。」問題とな ります。次に、中学校国語をご覧ください。領域別の平均正答率では、全ての領域 で全国を下回りました。成果が見られたのは、大問2の三の、「文章の中心的な部 分と付加的な部分について叙述を基に捉え、要旨を把握する。」問題となります。 一方、課題が見られたのは、大問3の三の、「具体と抽象など情報と情報との関係 について理解しているかをみる。」問題です。次に、中学校数学をご覧ください。

領域別の平均正答率では、全ての領域で全国を下回りました。しかしながら、昨年 度に引き続き、通過率は100%を達成しました。成果が見られたのは、大問4の、 「反比例の意味を理解している。」問題となります。一方、課題が見られたのは、 大問7(1)の、「四分位範囲の意味を理解しているかどうかをみる。」問題となり ます。次に、中学校英語をご覧ください。領域別の平均正答率では、聞くこと、読 むことは全国を下回りました。逆に話すことは全国を上回りました。書くことは、 全国と同等の結果となっております。成果が見られたのは、大問1(4)「話すこと」 の、「日常的な話題に関して聞いたことについて、考えとその理由を述べ合うこと ができるかどうかをみる。」問題となります。一方、課題が見られたのは、大問5 の(1)「読むこと」の、「情報を正確に読み取ることができるかどうかをみる。」問 題です。また、資料左下に、「中1から中2にかけて」というグラフを掲載してお ります。これは、現在の中学校3年生が、中学校1年生の段階で実施したチャレン ジテストでの対大阪府比と、本年度の中学校 2 年生段階における対大阪府比を比 較し、同一集団の伸び率を表したものです。本市は、国語においては伸びが見られ、 数学においては府よりも高い状況を維持しています。次に、2枚目、学習状況調査 結果をご覧ください。上段には児童生徒質問紙から、下段には学校質問紙から、特 徴的な内容を取り上げ掲載しております。まずは、「学級の友達と話し合う活動を 通じて、自分の考えを深めたり、広げたりする。」児童生徒質問紙・学校質問紙と もに、肯定的な回答が全国及び府を上回っています。本市において、対話的な学び が進んでいることが伺えます。続いて、真ん中の児童生徒質問紙について、「困り ごとや不安のある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる。」では、肯 定的回答が児童生徒ともに全国及び大阪府を上回っています。昨年度の学校質問 紙では、「児童・生徒が悩みを専門人材に相談できる体制がある」という質問に対 し、回答が小中ともに全国を上回り、中学校ではより強い肯定的評価が見られまし た。今年度の児童生徒質問紙の結果をふまえますと、児童生徒が校内で相談できる 環境が整ってきていることが伺えます。続いて、下段、学校質問紙では「近隣等の 小中学校と、授業研究を行うなど、合同で研修を行った。」小中学校ともに、肯定 的な回答が全国及び府を大きく上回っております。最後に、本市の ICT 活用の状 況についてですが、学校で ICT を活用している頻度についても、本市で全ての学 校で週 3 回以上活用されており、一人一台タブレットの活用が一般化されている ことが分かるとともに、多くの児童生徒が ICT は勉強に役立つと実感しているこ とが伺えます。以上のことから本市において、ICT の活用につきましては進んでい ることが見て取れるかと思います。以上、ご説明とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問ございますで しょうか。全般にわたってどんなことでも結構かと思います。

南 委 員

無回答っていうのは何をもって無回答っていうのですか。何も書いていないことだけなのでしょうか。全く意味の関係ないことでも書いてあったらそれは回答したということでしょうか。

林教育指導室参事

そうですね。一旦、回答類型に分類できない答えでも書いていれば、無回答ではない。何かしら書いていれば無回答率は下がるということです。

植野教育長

他ございませんか。

山元委員

今の南先生の質問なんですけど、何でも書いていたらOKということで無回答率は、富田林市は全国や府に比べていいですよね。その点を、何かちょっと分析できたらいいなというか、本当に近い答えだったのか、全然関係のない事を書いているのか、そのあたりが、無回答ってすごくファジーだと思うんですよね。どこかの機会で何かの教科でもいいので、一回、富田林の子はどういう無回答なのかを、一度検証したらいいのかなって、思います。

林教育指導室参事

お答えいたします。すべての問題で確認したわけではないのですけれども、いくつか回答類型というものがございまして、正解とちょっとずれていましたとか、全く違いますっていう、さらに無回答っていう類型分けをされているのですけれども、そこの数を見たところ、本市では全く違うという答えを書いている子たちは、比較的少なく、何とか答えようというところは見受けられます。

植野教育長

そういう類型もされているんですね。

林教育指導室参事

はい。

植野教育長

見当違いの回答、惜しい回答っていうのは、わかるのですね。

林教育指導室参事

一応、回答類型という形で幾つかの分類がされているので、その中で、全く見当 違いのこと。分類分けできないっていう回答類型があります。

山元委員植野教育長

前向きに頑張っていることがわかりました。ありがとうございます。

他はどうですか。よろしいでしょうか。それでは、ほか特に無いようですので、 議案第27号につきましては、提案どおり議決といたします。これを公表していく ことになるということですね。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。委員のみなさまにおかれましては、ご意見ご審議ありがとうございました。

それでは、令和5年度9月の定例教育委員会会議を終了いたします。